

農地法第3条許可申請書記入マニュアル

このマニュアルは、初めて農地法第3条の許可申請をしようとする方向けに、許可申請書の記入方法をわかりやすく解説したものです。

このため、法律上の正確性よりわかりやすさを優先した表現になっています。

目 次

・農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）	・・・	1
・農地法第3条許可事務の流れ	・・・	2
・農地法第3条の規定による許可申請書様式等	・・・	3～23
<記入例>		
1．個人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例	・・・	24～33
2．農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例	・・・	34～45
3．農業生産法人以外の法人が農地を借りる場合の記入例	・・・	46～55
・契約書例	・・・	56～58
・必要書類一覧	・・・	59～60
・必要書類チェックリスト	・・・	61～62
・申請書受付のお知らせ	・・・	63

- 1 農地を買ったり借りたりする場合には、農地法第3条に基づき、農業委員会の許可を受ける必要があります。

農業委員会の許可を受けていない契約は無効ですので、十分ご注意ください。

- 2 農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

農業生産法人以外の法人は、一定の条件の下で農地を借りる場合のみ許可を受けることができます。

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を売りたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方
まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

農地を借りる場合は、農業生産法人以外の法人も許可を受けることができます（解除条件付契約書など若干の要件はあります）。

下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（都府県：50a、北海道：2ha）以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法で定められている下限面積（都府県：50a、北海道：2ha）が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができますこととなっています。

長沼町農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下 限 面 積
長沼町全域	2ヘクタール

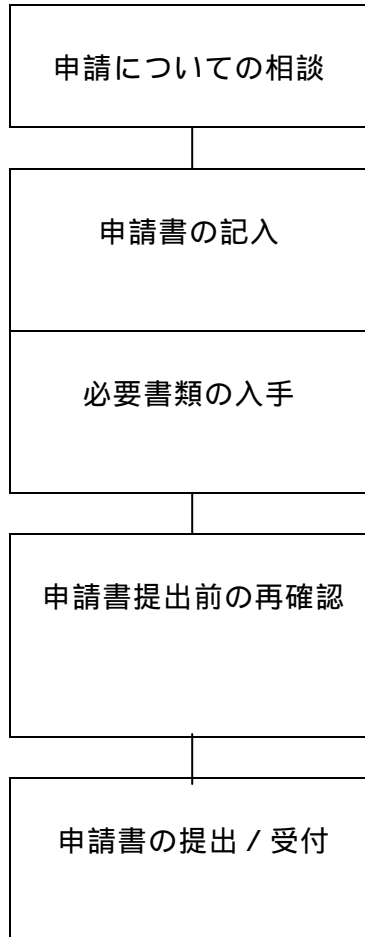
〔下限面積設定理由〕

2ヘクタール以下の農家が40%未満なので、2ヘクタール以下の面積には、設定できません。

農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 長沼町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を、25日と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



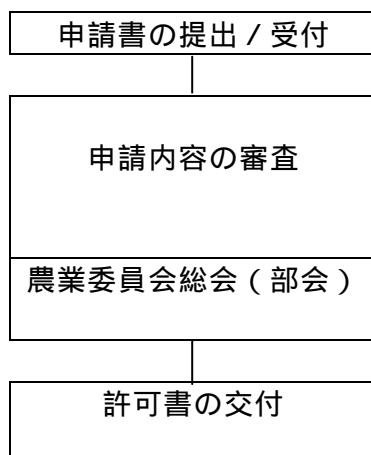
農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。
[住所：長沼町中央北1丁目1-1 TEL：0123-88-2111]

申請内容に応じて申請書（農業委員会にあります。）をご記入いただきます。
農地を借りる場合は、農業生産法人以外の法人も許可を受けることができます（解除条件付契約書など若干の要件はあります）。
記入に当たっては別添の記入例をご参照ください。
別添の必要書類一覧表をご参照ください。
なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。
申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。

ご足労ですが農業委員会事務局までお越しく下さい。
「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますので、許可書の交付までの流れをご確認ください。

農業委員会等の流れ（申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は25日です。）



申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。
また、現地調査を行います。
農業委員会総会（部会）で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

ご足労ですが農業委員会事務局までお越しく下さい。

別記第1号様式

農地法第3条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

農業委員会会長 様

売る人、貸す人について
記入します。

譲渡人（貸主）住 所
職 業
氏 名
生年月日

印

印は認印でかまいません。

買う人、借りる人につい
て記入します

譲受人（借主）住 所
職 業
氏 名
生年月日

印

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、
業務の内容、名称及び代表者の氏名）

農地（採草放牧地）について、所有権（地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、経営委託による権利その他の使用及び収益を目的とする権利）の移転（設定）の許可を受けたいので、農地法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

該当する内容以外を削除します。

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所 在 地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有者の氏名又は名称 〔現所有者が登記簿 と異なる場合には、 その氏名又は名称〕	所 有 権 以 外 の 使 用 収 益 権 が 設 定 さ れ て い る 場 合	
	登記簿	現況			権利者の氏名 又は名称	権利の類
				{ }		
				{ }		
計	田					
	畑					
	農地計					
	採草放牧地					

2 権利を移転（設定）しようとする理由

- (1) 譲渡人（貸主）
- (2) 譲受人（借主）

3 権利を移転（設定）しようとする契約の内容

契約の種類	土地引渡し の 時 期	対価、賃料等の額 [10アール当たりの額]	資金調達の方法	その他
	年 月 日	円 []		

注 資金調達の方法が農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載すること。

また、賃貸借契約の場合には、その他の欄に契約期間を記載すること。

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等（住居及び生計を一にする親族（療養、就学等により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。以下同じ。）が、現に所有し、又は使用収益権を有する経営地の状況（農地法第3条第2項第1号・第5号関係）

		農地面積 (㎡)			面積 (㎡)	採草放牧地 面積 (㎡)
		田	畑	樹園地		
所 有 地	自作地	買う・借りる人やその家族が所有している農地のうち、きちんと自分たちで耕作している農地について記入します。				
	貸付地	買う・借りる人やその家族が所有している農地のうち、人に貸していてその人がきちんと耕作している農地について記入します。				
		所在	地番	地目 登記簿 現況	面積 (㎡)	状況・理由
	非耕作地	買う・借りる人やその家族が所有している農地（人に貸している農地も含みます。）のうち、耕作されていない農地について記入します。				

		農地面積 (㎡)			面積 (㎡)	採草放牧地 面積 (㎡)
		田	畑	樹園地		
使 用 収 益 権 を 有 す る 土 地	借入地	買う・借りる人やその家族が人から借りている農地のうち、きちんと自分たちで耕作している農地について記入します。				
	貸付地	買う・借りる人やその家族が人から借りている農地のうち、人に貸していてその人がきちんと耕作している農地について記入します。				
		所在	地番	地目 登記簿 現況	面積 (㎡)	状況・理由
	非耕作地	買う・借りる人やその家族が人から借りている農地（人に貸している農地も含みます。）のうち、耕作されていない農地について記入します。				

	農地面積計 (㎡)	採草放牧地面積計 (㎡)	経営地面積合計 (㎡)
経営地合計	= +	= +	+
備考			

注1 「自作地」欄及び「貸付地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です（家族の死亡により農地を一時的に貸し付けている場合などで、転貸禁止の例外として農地法第3条の許可を受けているもの）。

2 「非耕作地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人が年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載すること。

3 「備考」欄には、貸付地がある場合はその許可年月日及び現在貸し付けている理由を記載すること。

5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況（農地法第3条第2項第1号関係）

(1) 作付(予定)作物及び作物別の作付面積

	田	畑		樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物							
権利取得後の面積 (㎡)		()	()				

二毛作等を行う場合は、主な作付作物以外の作物の面積についてはかっこ書きで記入します。

(2) 大農機具又は家畜

種類					
数量					
所有 確保しているもの					
リース					
所有 導入予定のもの					
リース (資金繰りについて)					

(3) 農作業に従事する者の状況

ア 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他()

買う人、借りる人について記入します。

イ 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)

現在： 人(農作業経験の状況：)

増員予定： 人(農作業経験の状況：)

家族等について記入します。

ウ 臨時雇用労働力(年間延人数)

現在： 人(農作業経験の状況)

増員予定： 人(農作業経験の状況：)

エ アの個人として権利を取得しようとする者、イの世帯員等その他常時雇用している労働者及びウの臨時雇用労働者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定し、又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

注1 「大農機具」とはトラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等を、「家畜」とは牛、豚、鶏等をいう。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載すること。

6 信託の引受け該当有無(農地法第3条第2項第3号関係)

信託の引受けによる権利の取得

有	無
---	---

注 該当するものを で囲むこと。

7 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況(農地法第3条第2項第4号関係)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係(本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合に を記載すること。

8 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(特例)(農地法第3条第2項第5号関係)

次の事項のいずれかに該当する場合は、該当するものにレ印を付すこと。

権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。

権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下らないものである。

本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

注1 農地法施行令第6条第1項第1号又は同条第2項各号に該当する法人は記載不要

2 「所要の面積」とは、2ヘクタールとする。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は、当該面積とする。

9 転貸が認められる場合への該当の有無(農地法第3条第2項第6号関係)

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(以下「賃借人等」という。)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合(転貸する場合)には、次の事項のうち該当するものにレ印を付すこと。

賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

(表作の作付内容: 、裏作の作付内容:)

農業生産法人の常時従事者である構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする

場合である。

10 周辺地域との関係(農地法第3条第2項第7号関係)

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを で囲むこと。

- (1) 地域の水利調整への参加： 参加 不参加 該当なし
- (2) 農薬の使用状態： 農薬使用 減農薬 無農薬
- (3) 地域の共同防除活動への参加： 参加 不参加 該当なし
- (4) 遺伝子組換え作物の栽培予定： あり なし
- (5) 5の作付(予定)作物の栽培： 連作 一部連作 輪作
- (6) (5)で、連作又は一部連作に を付した場合には、当該農地及び周辺農地への土壌障害等の影響を回避する方法について記載すること。

[]

- (7) この権利移転に関して、周辺農家等との話し合いをした事項又は話し合いをする予定の事項について、その内容を記載すること。

[]

(記載要領)

- 1 申請者の氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署する場合は、押印を省略することができること。
- 2 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書を添付すること。ただし、独立行政法人及び地方公共団体の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書の添付は不要とする。
- 3 申請書は4部提出すること。ただし、申請人が2人を超える場合は、その超える人数に相当する数の申請書を加えること。
- 4 権利を取得しようとする者が農業生産法人の場合は、別紙1を添付すること。
- 5 農地法第3条第3項の規定により、農業生産法人以外の法人等が使用貸借又は賃貸借の申請を行う場合は、別紙2を添付すること。
- 6 申請の際には、許可を受けようとする土地の登記事項証明書(1部)を提出するほか、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の当該右欄に掲げる書類又は図面を提出

すること。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が経営委託により権利を取得するとき。	付表 1 経営委託に係る権利設定調書 (2部)
農地法施行令第6条第2項第3号に該当するとき。	付表 2 乳牛等の飼育法人関係権利移転(設定)調書 (2部)
上記以外の場合で農業生産法人以外の法人(農地法第3条第3項の規定の適用による申請者を除く。)が権利を取得するとき。	付表 3 一般法人関係権利移転(設定)調書 (2部)
地下・空間を目的とする地上権を取得するとき。	付表 4 地下・空間を目的とする地上権設定(移転)調書 (2部)
許可申請地が信託財産のとき。	付表 5 信託財産に係る権利移転(設定)調書 (2部)
農地中間管理機構が農業生産法人に農業経営基盤強化促進法第7条第1項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行うため所有権を移転するとき。	付表 6 農業生産法人への出資・持分譲渡調書 (2部)
所有権以外の権原に基づいて事業に供されている農地等につき、その者以外の者が所有権を取得しようとするとき。	付表 7 貸借権等に基づき事業に供されている農地等の権利移転調書 (2部)
農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃貸借による権利を取得するとき。	農業経営規程及び農協法第11条の31第3項又は第5項の規定による手続きを証する書面 (2部)
権利取得者が景観整備機構であるとき。	景観法第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面 (2部)
単独申請をするとき。	判決書、認諾調書、裁判上の和解調書、家事審判書、家事調停調書、民事調停調書(判決書又は審判書にあっては、判決確定証明又は審判確定証明が添付されているものに限る。)、競売調書、公売調書又は遺言書、遺言検認書、遺言公正証書若しくは遺言確認書の謄本 (1部)
一筆の土地の一部について権利移転(設定)しようとするとき。	その土地の特定に必要な実測図(4部(申請人が2人を超える場合は、その超える人数に相当する数を加えた部数))
賃借権若しくは使用貸借による権利を譲渡し、又は転貸しようとするとき。	所有者の承諾書 (1部)

付表 1

経営委託に係る権利設定調書

委託者名				受託する農協 (連合会)名		
委託者の資格	組合員	組合員と 同一世帯	非組合員	(住所が 組合の	地区内	地区外)
委託申込 年月日	年	月	日	契約の 期間	年	月 日から 日 日まで
委託理由						
委託契約の内容						
受託農業経営の形態		田	作・畑	作・田畑作・酪	農・混	同
受託地	経営		田	畑	計	採草放牧地
	申請地		m ²	m ²	m ²	m ²
	申請時					
	計					
農業経営	大農 機具 家畜 の保 有状 況	機 具 名	数 量	機 具 名	数 量	家 畜 名 数 量
営 の 状 況	労	農 協 (連 合 会) 職 員			常 雇 い	臨 時 雇 い
	働 力	専 任 職 員	農 従	人	人	人
			そ の 他	人		
	の 状 況	兼 務 職 員	農 従	人		
			そ の 他	人		
況	受託農業経営に係る一部の作業を農業者等に委託する場合はその内容					

注 この表のほか、受託規程及び受託に関する決議書を添付するとともに、必要に応じ
事業計画書及び予算書を添付すること。

付表2

乳牛等の飼育法人関係権利移転（設定）調書

1 法人の概要	(1) 名称							
	(2) 組織の種類		一般社団法人			一般財団法人		
	(3) 事業の内容							
	(4) 議決権又は基本財産の数量	議決権を有する者又は基本財産拋出者の名称	地方公共団体名	農協名	農協連合会名	農林大臣指定者名		議決権又は基本財産計
		議決権の数又は基本財産の額						
(5) 設立年月日	年 月 日							
2 事業計画								
3 資金計画	(1) 事業費及び内訳				(2) 資金調達計画			
4 事業の実施状況	(1) 土地		畑	採草放牧地	附帯地	計		
		申請地	m ²	m ²	/		m ²	
		申請時			m ²			
		計						
	(2) 労働力		法人の職員			常雇い、臨時雇い	計	
		人数	人			延べ 人	/	
		従事日数	日			日	日	
	(3) 施設及び大農機具保有状況							
	(4) 乳牛等の飼育状況	供給牛	乳牛	肉用牛	委託牛	乳牛	肉用牛	
			頭	頭		頭	頭	

- 注 1 1 法人の概要の欄の「(2)組織の種類」は該当事項を で囲むこと。
- 2 1 法人の概要の欄の「(4)議決権又は基本財産の数量」には、一般社団法人の場合は議決権、一般財団法人の場合は基本財産について記載し、次の事項のいずれかを満たしていることを証する書面を添付すること。

- (1) その行う事業が本事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権総数の4分の3以上を占めること。
 - (2) 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 3 4事業の実施状況の欄は申請時の状況を記載すること。
 - 4 この表のほか、必要に応じて事業計画書、業務規程等の参考資料を添付すること。

付表 3

一般法人関係権利移転（設定）調書

1 名 称										
2 組織の種類	(1) 地方公 共団体	(2) 農協（連 合会を含 む。）	(3) 森林組合 （連合会 を含む。）	(4) 学校 法人	(5) 医療 法人	(6) 社会福 祉法人	(7) 高速道 路株式 会社	(8) その他 の公益 法人	(9) その他 の法人	
3 事業の内容										
4 申請の目的										
5 事業計画										
6 資金計画	(1) 事業費及び内訳				(2) 資金調達計画					
7 事業執行決議の内容	(1) 決議年月日	年 月 日								
	(2) 決議方法	議会、総会、理事会、役員会、長の決定								
	(3) 決議内容	土地の権利取得のみ 事業のみ 土地の権利取得及び事業								

注 1 2組織の種類及び7事業執行決議の内容の(2)及び(3)は該当事業を○で囲むこと。

2 3事業の内容の欄には法人の主要な業務を記載すること。

3 この表のほか、必要に応じて業務方法書、事業計画書、業務規程、予算書、資金貸付証明書の写しその他参考資料を添付すること。

付表 4

地下・空間を目的とする地上権設定（移転）調書

1 権得 利 取 者	(1) 氏名又は名称		
	(2) 職業又は事業の内容		
2	申請の目的		
3	事業計画		
4	許可申請地以外の土地に係る事業計画の状況		
5	資金計画	(1) 事業費及びその内訳	(2) 資金調達計画
6	許可申請地に係る権利設定（移転）に伴う制限と利用計画		
7	許可申請地、周辺の土地及び施設に対する被害防除措置		
8	権利設定（移転）に伴う利害関係人との調整措置の内容		
9	事業実施に関する関係法令の許認可の状況		

- 注 1 4 許可申請地以外の土地に係る事業計画の状況の欄には、申請地の権利取得と併せて権利取得する他の土地の利用状況又は現況地目等を記載すること。
- 2 8 権利設定（移転）に伴う利害関係人との調整措置の内容の欄には、利害関係人ごとにその利害関係の内容及び協議成立した事項を記載すること。
- 3 この表のほか、許可申請土地について第三者が使用収益する権利又はこれを目的とする権利を有しているときは、その権利者の同意書、その他利害関係人の同意を得ているときは、それを証する書面及び権利取得者が法人の場合は定款、寄附行為及び法人登記簿を添付するとともに必要に応じ、参考資料を添付すること。

付表 5

信託財産に係る権利移転（設定）調書

受託者名				譲受（借受）人名氏				
信託事業の種類	農業協同組合の農地等の信託事業・農地中間管理機構の農地信託等事業				承認年月日	年月日		
許可申請地の所在及び面積	市町村		田	m ²		農地の計	m ²	
			畑			採草放牧地		
申請目的		一時使用貸借・所有権の移転・賃貸借						
信託契約の内容	種類	売渡し・貸付運用・売渡し貸付運用						
	委託者氏名						信託条件	
	契約年月日	年月日	農業委員会へ通知した年月日		年月日			
	期間	年 月 日から 年 月 日まで						
相手方選定のため公告した年月日	年月日		買受（借受）申込期間		年月日から 年月日まで			
信託財産売渡し（貸付け）のために採った処置	申込者	順位						
		氏名						
	農業委員会の意見	意見照会年月日		年月日	意見決定年月日		年月日	
選定内容	選定理由						理事会の決定年月日	年月日
	契約条件	売買価格（借賃）	円	賃貸借（使用貸借）期間		年月日から 年月日まで		

- 注 1 信託事業の種類欄の「農業協同組合の農地等の信託事業」とは農業協同組合法第10条第3項の信託の引受けの事業をいい、「農地中間管理機構の農地信託等事業」とは農業経営基盤強化促進法第7条第1項第2号に掲げる事業をいう。
- 2 承認年月日の欄は、信託規程又は事業規程の承認を受けた年月日を記載すること。
- 3 申込者の順位欄は、農業協同組合又は農地中間管理機構の理事会の定めた順位を記載すること。

付表6

農業生産法人への出資・持分譲渡調書

出 資 者 名			農業生産法人名		
許可申請地の 所在及び面積	市 町 村	田	m ²	農 地 計	m ²
		畑	m ²	採草放牧地	m ²
出資に係るその他の土地		地目：		m ²	
出 資 の 内 容	土地の評価額		円		
	土地の利用方法				
	付与される持分		<input type="checkbox"/> (円)	農業生産法人に占 める持分の割合	
持 分 の 譲 渡 の 内 容	譲 渡 期 間		年 月 ~ 年 月 (年間)		
	譲 渡 の 相 手 方		譲 渡 す る 持 分		譲 渡 の 対 価
			<input type="checkbox"/> (円)		円
	合 計				

- 注 1 出資に係るその他の土地の欄は、本申請に際して現物出資を行う農地又は採草放牧地以外の土地がある場合に、その地目及び面積を記載すること。
- 2 土地の利用方法の欄は、当該事業の対象農用地等の利用目的を記載することとし、農業用施設の用に供する場合は、その具体的な用途を記載すること。
- 3 「土地の評価額」は、原則として「譲渡の対価」の合計と一致し、「付与される持分」は、「譲渡する持分」の合計と一致すること。

付表 7

賃借権等に基づき事業に供されている農地等の権利移転調書

1 権利取得者の氏名又は名称			
2 許 可 申 請 地 の 状 況 等	許可申請地の利用者	住 所	
		氏名又は名称	
	利用者の利用の権限	法 令 名	農地法、農業経営基盤強化法、その他 ()
		権 利 の 種 類	賃借権、使用貸借権、その他の権利 ()
		期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
		許可又は公告等の年月日	許可(公告) 年 月 日付け 第 号
	当該農地等を申請者自ら耕作等の事業に供することができる事由等	自ら耕作等を開始する時期	年 月 日ころ から
		利用者の離作の意向及び申請者自ら耕作を行うことができる事由等	

注 「利用者の離作の意向及び申請者自ら耕作を行うことができる事由等」欄は、次の事項等における利用者の意向等から申請者が申請時から遅くとも1年以内に耕作が可能となる事由を詳細に記載すること。

- 1 農業経営基盤強化促進法による利用集積計画により賃借権等が設定されている土地は、利用集積計画の賃貸借期間の終了時期と申請者の耕作開始時期との関係等
- 2 農地法又はその他の法令等による賃借権等が設定されている土地は、更新をしない旨の通知(期間の定めのある賃貸借の場合に限る。)又は合意解約の時期及び引渡しの時期等
- 3 契約の終了に当たり、知事の許可を得ている場合には、当該許可の許可年月日及び許可番号

別紙 1

農業生産法人としての事業等の状況（農地法第2条第3項関係）

1 - (1) 事業の種類

区分	農業		左の農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在（実績又は見込み）			
権利取得後（予定）			

1 - (2) 売上高 （千円）

年度	農業	左の農業に該当しない事業
3年前の年度（実績）		
前々年度（実績）		
前年度（実績）		
申請日の属する年度（実績又は見込み）		
翌年度（見込み）		
翌々年度（見込み）		

注1 「1 - (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50パーセントを超えると認められるものの名称を記載すること。

なお、いずれの農畜産物の粗収益も50パーセントを超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載すること。

2 「1 - (1) 事業の種類」の「関連事業等」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 農業生産に必要な資材の製造

エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

3 「1 - (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左の農業に該当しない事業」欄に記載すること。

「3年前の年度(実績)」から「前年度(実績)」までの欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「申請日の属する年度(実績又は見込み)」から「翌々年度(見込み)」までの欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載すること。

2 構成員すべての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は次のいずれかの状況				
		農地等の提供面積 (m ²)		農業への年間従事 日数		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

注1 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社・承認組合(以下「承認会社等」という。)が法人の構成員に含まれる場合には、「氏名又は名称」欄にはその承認会社等の株主の氏名又は名称を、「議決権の数」欄には株主ごとの議決権の数を記載すること。

複数の承認会社等が構成員となっている法人にあつては、承認会社等ごとに区分して株主の状況を記載すること。

2 次の書類を添付すること。

(1) 組合員名簿又は株主名簿の写し

- (2) 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社等が構成員である場合には、当該承認会社等であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し（その有する議決権を記載したもの）

(2) 関連事業者（法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等）

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)

議決権の数の合計

関係事業者の議決権の割合

注1 構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付すること。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社であって、同法第10条第1項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付すること。

また、同承認会社又は同法第5条に規定する承認組合であって同法第10条第2項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面」を添付すること。

- 2 (2)の場合にあつては、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付すること。
- 3 「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載すること。
- 4 「農商工連携法等の法律に基づく認定」とは、食品流通構造改善促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律、米穀の新用途への利用の促進に関する法律、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律のいずれかに基づく認定をいう。

- 5 農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付すること。
- 6 関連事業者が、認定農業者である農業生産法人が作成した農業経営改善計画に従って当該農業生産法人に対し出資している場合には、当該農業生産法人の農業経営改善計画の写しを添付すること。

3 理事、取締役及び業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
			必要な農作業への年間従事日数			
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(留意事項)

農業生産法人が、支店、支所、分場等の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地又は採草放牧地に係る権利を取得しようとする場合には、申請書の4及び5の各事項について、法人全体に関するもののほか、支店、支所、分場等における該当事項についても記載すること。

別紙 2

使用貸借又は賃貸借に係る追加記載事項（農地法第3条3項関係）

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合又はその者若しくはその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、次の事項について記載すること。

1 適正な利用を確保するための契約条件の状況（農地法第3条第3項第1号関係）

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを（確約します。・確約できません。）

注1 括弧内の該当するものを で囲むこと。

2 当該条件が記されている契約書の写しを添付すること。

また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙（借主）は、その終了の日から 日以内に、甲（貸主）に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の 年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当であること。

2 地域との役割分担の状況（農地法第3条第3項第2号関係）

地域の農業における他の農業者との役割分担について、担う予定の項目にレ印を付すこと。

なお、確約書等を締結している場合には、その写しを添付すること。

地域との役割分担について農業委員会や北海道知事と協定を結んでいる場合や確約書を作成している場合

地域農業の維持発展に関する話し合い活動に参加する。

貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めを遵守する。

鳥獣害被害対策への協力を行う。

上記の役割を担うため、耕作又は養畜の事業に常時従事する役員のうち少なくとも1名をその任に当たらせる。

地域において、中山間地域等直接支払制度における集落協定その他の協定等が締結されている場合には、その協定等の名称及び参加の意向について記載すること。

[]

3 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名、役職名及び住所並びにその法人の行う農業への従事状況（農地法第3条第3項第3号関係）

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) 住所

(4) その者の農業への従事状況

その法人が農業（労務管理、市場開拓等も含む。）を行う期間：

年 箇月

そのうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間：

年 箇月（直近の実績）

年 箇月（見込み）

そのうちその者が当該事業に参画及び関与をしている日数：

年 日（直近の実績）

年 日（見込み）

1 個人の方が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

まず、申請書の1枚目から記入します。

農地法第3条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

長沼町農業委員会会長 様

~~譲渡人(貸主)~~ 住 所 長沼町 線 番地
 職 業 農業
 氏 名 (印)
 生年月日 昭和 年 月 日

~~譲受人(借主)~~ 住 所 ××町××線××番地
 職 業 農業
 氏 名 ×× ×× (印)
 生年月日 昭和××年××月××日
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、
 業務の内容、名称及び代表者の氏名)

農地(採草放牧地)について、~~所有権(地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、経営委託による権利その他の使用及び収益を目的とする権利)の移転(設定)の許可を受けたいので、農地法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。~~

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者の氏名又は名称 (現所有者が登記簿 と異なる場合には、 その氏名又は名称)	所有権以外の使用 収益権が設定 されている場合	
		登記簿	現況			権利者の氏 名又は名称	権利の 種類
市町	×番地1	田	田	3,000	{ }		
市町	×番地2	田	田	2,500	{ }		
計		田		5,500			
		畑					
		農地計		5,500			
		採草放牧地					

2 権利を移転(設定)しようとする理由

- (1) ~~譲渡人(貸主)~~ 経営規模の縮小
- (2) ~~譲受人(借主)~~ 経営規模の拡大

3 権利を移転（設定）しようとする契約の内容

契約の種類	土地引渡し の 時 期	対価、賃料等の額 [10アール当たりの額]	資金調達の方法	その他
賃貸借	年 月 日	55,000円 [10,000]	現金：自己資金	年 月 日 より10年間

注 資金調達の方法が農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載すること。

また、賃貸借契約の場合には、その他の欄に契約期間を記載すること。

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等（住居及び生計を一にする親族（療養、就学等により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。以下同じ。）が、現に所有し、又は使用収益権を有する経営地の状況（農地法第3条第2項第1号・第5号関係）

		農地面積 (㎡)			面積 (㎡)	採草放牧地 面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地			
所 有 地	自作地	40,000	40,000	-	-	-	
	貸付地	-	-	-	-	-	
		所 在	地 番	地 目		面積 (㎡)	状況・理由
				登記簿	現況		
	非耕作地	-	-	-	-	-	

		農地面積 (㎡)			面積 (㎡)	採草放牧地 面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地			
使 用 収 益 権 を 有 す る 土 地	借入地	-	-	-	-	-	
	貸付地	-	-	-	-	-	
		所 在	地 番	地 目		面積 (㎡)	状況・理由
				登記簿	現況		
	非耕作地	-	-	-	-	-	

	農地面積計 (m ²)	採草放牧地面積計 (m ²)	経営地面積合計 (m ²)
経営地合計	= + 40,000	= + -	+ 40,000
備考			

注1 「自作地」欄及び「貸付地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。

2 「非耕作地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人が年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載すること。

3 「備考」欄には、貸付地がある場合はその許可年月日及び現在貸し付けている理由を記載すること。

5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況（農地法第3条第2項第1号関係）

(1) 作付(予定)作物及び作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物	水稻	-	-	-	-	-	-	-
権利取得後の面積(m ²)	45,500							

(2) 大農機具又は家畜

種類	トラクター	田植機	コンバイン		
数量					
確保しているもの 所有	30PS1台	6条 2台			
リース			6条 1台		
導入予定のもの 所有					
リース (資金繰りについて)					

(3) 農作業に従事する者の状況

ア 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴 15年、農業技術修学歴 -年、その他()

イ 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)

現在： 2人（農作業経験の状況：30年以上の農作業経験あり（水稲））

増員予定： なし（農作業経験の状況： ）

ウ 臨時雇用労働力（年間延人数）

現在： 0人（農作業経験の状況： ）

増員予定： なし（農作業経験の状況： ）

エ アの個人として権利を取得しようとする者、イの世帯員等その他常時雇用している労働者及びウの臨時雇用労働者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定し、又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

ア、イの者とも住所地から徒歩で約15分

注1 「大農機具」とはトラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等を、「家畜」とは牛、豚、鶏等をいう。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載すること。

6 信託の引受け該当有無（農地法第3条第2項第3号関係）

信託の引受けによる権利の取得

有	無
---	---

注 該当するものを で囲むこと。

7 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（農地法第3条第2項第4号関係）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考
××××	45	農業	本人	日	
××	75	農業	父	日	
××	70	農業	母	日	

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合に を記載すること。

8 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）（農地法第3条第2項第5号関係）

次の事項のいずれかに該当する場合は、該当するものにレ印を付すこと。

権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。

権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下らないものである。

本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

注1 農地法施行令第6条第1項第1号又は同条第2項各号に該当する法人は記載不要

2 「所要の面積」とは、2ヘクタールとする。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は、当該面積とする。

9 転貸が認められる場合への該当の有無（農地法第3条第2項第6号関係）

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（以下「賃借人等」という。）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、次の事項のうち該当するものにレ印を付すこと。

賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容： 、裏作の作付内容： ）

農業生産法人の常時従事者である構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

10 周辺地域との関係(農地法第3条第2項第7号関係)

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを で囲むこと。

- (1) 地域の水利調整への参加： 参加 不参加 該当なし
- (2) 農薬の使用状態： 農薬使用 減農薬 無農薬
- (3) 地域の共同防除活動への参加： 参加 不参加 該当なし
- (4) 遺伝子組換え作物の栽培予定： あり なし
- (5) 5の作付(予定)作物の栽培： 連作 一部連作 輪作
- (6) (5)で、連作又は一部連作に を付した場合には、当該農地及び周辺農地への土壌障害等の影響を回避する方法について記載すること。

〔 水稲作により連作障害はおきない。 〕

- (7) この権利移転に関して、周辺農家等との話し合いをした事項又は話し合いをする予定の事項について、その内容を記載すること。

〔 水利調整や共同防除について地域農業者と連携を図るため、関係農事組合と調整済み 〕

(記載要領)

- 1 申請者の氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署する場合は、押印を省略することができること。
- 2 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書を添付すること。ただし、独立行政法人及び地方公共団体の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書の添付は不要とする。
- 3 申請書は4部提出すること。ただし、申請人が2人を超える場合は、その超える人数に相当する数の申請書を加えること。
- 4 権利を取得しようとする者が農業生産法人の場合は、別紙1を添付すること。
- 5 農地法第3条第3項の規定により、農業生産法人以外の法人等が使用貸借又は賃貸借の申請を行う場合は、別紙2を添付すること。
- 6 申請の際には、許可を受けようとする土地の登記事項証明書(1部)を提出するほか、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の当該右欄に掲げる書類又は図面を提出すること。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が経営委託により権利を取得するとき。	付表 1 経営委託に係る権利設定調書 (2部)
農地法施行令第6条第2項第3号に該当するとき。	付表 2 乳牛等の飼育法人関係権利移転 (設定)調書 (2部)
上記以外の場合で農業生産法人以外の法人(農地法第3条第3項の規定の適用による申請者を除く。)が権利を取得するとき。	付表 3 一般法人関係権利移転(設定) 調書 (2部)
地下・空間を目的とする地上権を取得するとき。	付表 4 地下・空間を目的とする地上権 設定(移転)調書 (2部)
許可申請地が信託財産のとき。	付表 5 信託財産に係る権利移転(設定) 調書 (2部)
農地中間管理機構が農業生産法人に農業経営基盤強化促進法第7条第1項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行うため所有権を移転するとき。	付表 6 農業生産法人への出資・持分譲 渡調書 (2部)
所有権以外の権原に基づいて事業に供されている農地等につき、その者以外の者が所有権を取得しようとするとき。	付表 7 貸借権等に基づき事業に供され ている農地等の権利移転調書 (2部)
農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃貸借による権利を取得するとき。	農業経営規程及び農協法第11条の31第3 項又は第5項の規定による手続きを証す る書面 (2部)
権利取得者が景観整備機構であるとき。	景観法第56条第2項の規定により市町村 長の指定を受けたことを証する書面 (2部)
単独申請をするとき。	判決書、認諾調書、裁判上の和解調書、 家事審判書、家事調停調書、民事調停調 書(判決書又は審判書にあっては、判決 確定証明又は審判確定証明が添付され ているものに限る。)、競売調書、公売調 書又は遺言書、遺言検認書、遺言公正証 書若しくは遺言確認書の謄本 (1部)
一筆の土地の一部について権利移転(設定)しようとするとき。	その土地の特定に必要な実測図(4部(申 請人が2人を超える場合は、その超え る人数に相当する数を加えた部数))
賃借権若しくは使用貸借による権利を譲渡し、又は転貸しようとするとき。	所有者の承諾書 (1部)

農地を借りる本人やその家族が農作業を行わない場合、別紙 2 についても記入します。

別紙 2

使用貸借又は賃貸借に係る追加記載事項（農地法第 3 条 3 項関係）

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合又はその者若しくはその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、次の事項について記載すること。

1 適正な利用を確保するための契約条件の状況（農地法第 3 条第 3 項第 1 号関係）

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを（確約します。・確約できません。）

注 1 括弧内の該当するものを で囲むこと。

2 当該条件が記されている契約書の写しを添付すること。

また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙（借主）は、その終了の日から 日以内に、甲（貸主）に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の 年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当であること。

2 地域との役割分担の状況（農地法第 3 条第 3 項第 2 号関係）

地域の農業における他の農業者との役割分担について、担う予定の項目にレ印を付すこと。

なお、確約書等を締結している場合には、その写しを添付すること。

地域農業の維持発展に関する話し合い活動に参加する。

貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めを遵守する。

鳥獣害被害対策への協力を行う。

上記の役割を担うため、耕作又は養畜の事業に常時従事する役員のうち少なくとも 1 名をその任に当たらせる。

地域において、中山間地域等直接支払制度における集落協定その他の協定等が締結されている場合には、その協定等の名称及び参加の意向について記載すること。

[]

3 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名、役職名及び住所並びにその法人の行う農業への従事状況（農地法第3条第3項第3号関係）

- (1) 氏名
- (2) 役職名
- (3) 住所
- (4) その者の農業への従事状況

その法人が農業（労務管理、市場開拓等も含む。）を行う期間：

年 箇月

そのうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間：

年 箇月（直近の実績）

年 箇月（見込み）

そのうちその者が当該事業に参画及び関与をしている日数：

年 日（直近の実績）

年 日（見込み）

以上で申請書の記入は終わりです。

申請書には、農業委員会又は都道府県知事が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

個人の方が申請する場合、

- ・ 許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- ・ の、「農地を借りる本人やその家族が農作業を行わない場合」に該当する場合、農地の所有者と農地を借りる本人との間の貸借契約書の写し < 契約書例 >
- ・ 連署しないで許可申請を行う場合、競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・ その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会又は都道府県知事が判断した書類を求めることがあります。

事前に、まずは農業委員会にご相談ください。

（参考） **その他の添付書類の例**

営農計画書

申請者が権利を有する農地の位置図

通作経路図

市町村で交付される住民票（ 市の場合、 課）

市町村で交付される戸籍謄本（ 市の場合、 課）

農地のある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書

など

2 農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

まず、申請書の1枚目から記入します。

農地法第3条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

長沼町農業委員会会長 様

譲渡人(貸主)住所 町 線 番地

職業 農業

氏名 (印)

生年月日 昭和 年 月 日

譲受人(借主)住所 ××町××線××番地

職業 農産物の生産・販売

氏名 有限会社 ××

代表 ×× ×× (印)

生年月日

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、
業務の内容、名称及び代表者の氏名)

農地(採草放牧地)について、所有権(地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、経営委託による権利その他の使用及び収益を目的とする権利)の移転(設定)の許可を受けたいので、農地法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者の氏名又は名称 (現所有者が登記簿 と異なる場合には、 その氏名又は名称)	所有権以外の使用 収益権が設定 されている場合	
		登記簿	現況			権利者の氏 名又は名称	権利の 種類
市町	×番地1	田	田	3,000	{ }		
市町	×番地2	田	田	2,500	{ }		
計		田		5,500			
		畑					
		農地計		5,500			
		採草放牧地					

2 権利を移転（設定）しようとする理由

- (1) 譲渡人（貸主） 経営規模の縮小
 (2) 譲受人（借主） 経営規模の拡大

3 権利を移転（設定）しようとする契約の内容

契約の種類	土地引渡し の 時 期	対価、賃料等の額 [10アール当たりの額]	資金調達の方法	その他
売買	年 月 日	1,650,000円 [300,000]	現金：自己資金	

注 資金調達の方法が、農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載すること。また、賃貸借契約の場合には、その他の欄に契約期間を記載すること。

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等（住居及び生計を一にする親族（療養、就学等により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。以下同じ。）が、現に所有し、又は使用収益権を有する経営地の状況（農地法第3条第2項第1号・第5号関係）

		農地面積 (m ²)			樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
		田	畑			
所有地	自作地	20,000	-	20,000	-	-
	貸付地	-	-	-	-	-
		所在	地番	地目		面積 (m ²)
			登記簿	現況		
	非耕作地	-	-	-	-	-

		農地面積 (m ²)			樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
		田	畑			
使用収益権を有する土地	借入地	-	-	-	-	-
	貸付地	-	-	-	-	-
		所在	地番	地目		面積 (m ²)
			登記簿	現況		
	非耕作地	-	-	-	-	-

	農地面積計 (㎡)	採草放牧地面積計 (㎡)	経営地面積合計 (㎡)
経営地合計	= + 20,000	= + -	+ 20,000
備考			

注1 「自作地」欄及び「貸付地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。

2 「非耕作地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人 が 年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載すること。

3 「備考」欄には、貸付地がある場合はその許可年月日及び現在貸し付けている理由を記載すること。

5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況（農地法第3条第2項第1号関係）

(1) 作付(予定)作物及び作物別の作付面積

	田	畑			樹園地		採草放牧地	
作付(予定)作物	水稻	-	-	-	-	-	-	-
権利取得後の面積 (㎡)	25,500							

(2) 大農機具又は家畜

種類	トラクター	田植機	コンバイン		
数量					
確保しているもの 所有	30PS 1台	6条 2台	6条 1台		
リース					
導入予定のもの 所有					
リース					
(資金繰りについて)					

(3) 農作業に従事する者の状況

ア 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
 農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他()

イ 世帯員等その他常時雇用している労働力（人）

現在： 5人（農作業経験の状況：20年以上の農作業経験あり（水稲））

増員予定： なし（農作業経験の状況： ）

ウ 臨時雇用労働力（年間延人数）

現在： 2人（農作業経験の状況：未定（収穫時に毎年募集））

増員予定： なし（農作業経験の状況： ）

エ アの個人として権利を取得しようとする者、イの世帯員等その他常時雇用している労働者及びウの臨時雇用労働者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定し、又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

事務所から徒歩で約15分

注1 「大農機具」とはトラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等を、「家畜」とは牛、豚、鶏等をいう。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載すること。

6 信託の引受け該当有無（農地法第3条第2項第3号関係）

信託の引受けによる権利の取得

有	無
---	---

注 該当するものを で囲むこと。

7 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（農地法第3条第2項第4号関係）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合に を記載すること。

8 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）（農地法第3条第2項第5号関係）

次の事項のいずれかに該当する場合は、該当するものにレ印を付すこと。

権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。

権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下らないものである。

本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

注1 農地法施行令第6条第1項第1号又は同条第2項各号に該当する法人は記載不要

2 「所要の面積」とは、2ヘクタールとする。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は、当該面積とする。

9 転貸が認められる場合への該当の有無（農地法第3条第2項第6号関係）

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（以下「賃借人等」という。）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、次の事項のうち該当するものにレ印を付すこと。

賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容： 、裏作の作付内容： ）

農業生産法人の常時従事者である構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

10 周辺地域との関係(農地法第3条第2項第7号関係)

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを で囲むこと。

- (1) 地域の水利調整への参加： **参加** 不参加 該当なし
- (2) 農薬の使用状態： 農薬使用 **減農薬** 無農薬
- (3) 地域の共同防除活動への参加： **参加** 不参加 該当なし
- (4) 遺伝子組換え作物の栽培予定： あり **なし**
- (5) 5の作付(予定)作物の栽培： **連作** 一部連作 輪作
- (6) (5)で、連作又は一部連作に を付した場合には、当該農地及び周辺農地への土壌障害等の影響を回避する方法について記載すること。

〔 水稲作により連作障害はおきない。 〕

- (7) この権利移転に関して、周辺農家等との話し合いをした事項又は話し合いをする予定の事項について、その内容を記載すること。

〔 水利調整や共同防除について地域農業者と連携を図るため、関係農事組合と調整済み 〕

(記載要領)

- 1 申請者の氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署する場合は、押印を省略することができること。
- 2 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書を添付すること。ただし、独立行政法人及び地方公共団体の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書の添付は不要とする。
- 3 申請書は4部提出すること。ただし、申請人が2人を超える場合は、その超える人数に相当する数の申請書を加えること。
- 4 権利を取得しようとする者が農業生産法人の場合は、別紙1を添付すること。
- 5 農地法第3条第3項の規定により、農業生産法人以外の法人等が使用貸借又は賃貸借の申請を行う場合は、別紙2を添付すること。
- 6 申請の際には、許可を受けようとする土地の登記事項証明書(1部)を提出するほか、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の当該右欄に掲げる書類又は図面を提出すること。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が経営委託により権利を取得するとき。	付表 1 経営委託に係る権利設定調書 (2部)
農地法施行令第6条第2項第3号に該当するとき。	付表 2 乳牛等の飼育法人関係権利移転 (設定)調書 (2部)
上記以外の場合で農業生産法人以外の法人(農地法第3条第3項の規定の適用による申請者を除く。)が権利を取得するとき。	付表 3 一般法人関係権利移転(設定) 調書 (2部)
地下・空間を目的とする地上権を取得するとき。	付表 4 地下・空間を目的とする地上権 設定(移転)調書 (2部)
許可申請地が信託財産のとき。	付表 5 信託財産に係る権利移転(設定) 調書 (2部)
農地中間管理機構が農業生産法人に農業経営基盤強化促進法第7条第1項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行うため所有権を移転するとき。	付表 6 農業生産法人への出資・持分譲 渡調書 (2部)
所有権以外の権原に基づいて事業に供されている農地等につき、その者以外の者が所有権を取得しようとするとき。	付表 7 貸借権等に基づき事業に供され ている農地等の権利移転調書 (2部)
農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃貸借による権利を取得するとき。	農業経営規程及び農協法第11条の31第3 項又は第5項の規定による手続きを証す る書面 (2部)
権利取得者が景観整備機構であるとき。	景観法第56条第2項の規定により市町村 長の指定を受けたことを証する書面 (2部)
単独申請をするとき。	判決書、認諾調書、裁判上の和解調書、 家事審判書、家事調停調書、民事調停調 書(判決書又は審判書にあっては、判決 確定証明又は審判確定証明が添付され ているものに限る。)、競売調書、公売調 書又は遺言書、遺言検認書、遺言公正証 書若しくは遺言確認書の謄本 (1部)
一筆の土地の一部について権利移転(設定)しようとするとき。	その土地の特定に必要な実測図(4部(申 請人が2人を超える場合は、その超え る人数に相当する数を加えた部数))
賃借権若しくは使用貸借による権利を譲渡し、又は転貸しようとするとき。	所有者の承諾書 (1部)

次に、別紙1についても記入します。

別紙1

農業生産法人としての事業等の状況（農地法第2条第3項関係）

1 - (1) 事業の種類

区分	農業		左の農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在（実績又は見込み）	米	米粉パンの製造	農業技術の技能講習
権利取得後（予定）	同上	同上	同上

1 - (2) 売上高（千円）

年度	農業	左の農業に該当しない事業
3年前の年度（実績）	6,700	200
前々年度（実績）	6,800	200
前年度（実績）	7,200	200
申請日の属する年度（実績又は見込み）	7,800	200
翌年度（見込み）	7,900	200
翌々年度（見込み）	7,900	200

注1 「1 - (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50パーセントを超えると認められるものの名称を記載すること。

なお、いずれの農畜産物の粗収益も50パーセントを超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載すること。

2 「1 - (1) 事業の種類」の「関連事業等」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 農業生産に必要な資材の製造

エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇

活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

3 「1 - (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左の農業に該当しない事業」欄に記載すること。

「3年前の年度(実績)」から「前年度(実績)」までの欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「申請日の属する年度(実績又は見込み)」から「翌々年度(見込み)」までの欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載すること。

2 構成員すべての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等)

氏名又は 名称	議決権 の数	構成員が個人の場合は次のいずれかの状況				農作業委 託の内容
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事 日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
×× ××	40 30 20	所有権	10,000	365	365	耕起・代かき・ 田植及び稲刈り

議決権の
数の合計

100
9 / 10

農業関係
者の議決
権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

注1 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社・承認組合(以下「承認会社等」という。)が法人の構成員に含まれる場合には、「氏名又は名称」欄にはその承認会社等の株主の氏名又は名称を、「議決権の数」欄には株主ごとの議決権の数を記載すること。

複数の承認会社等が構成員となっている法人にあつては、承認会社等ごとに区分して株主の状況を記載すること。

2 次の書類を添付すること。

(1) 組合員名簿又は株主名簿の写し

(2) 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社等が構成員である場合には、当該承認会社等であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し（その有する議決権を記載したもの）

(2) 関連事業者（法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等）

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)
(株)	10	販売先

議決権の数の合計

100
1 / 10

関係事業者の議決権の割合

注1 構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付すること。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社であって、同法第10条第1項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付すること。

また、同承認会社又は同法第5条に規定する承認組合であって同法第10条第2項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面」を添付すること。

2 (2)の場合にあつては、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付すること。

3 「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載すること。

4 「農商工連携法等の法律に基づく認定」とは、食品流通構造改善促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律、米穀の新用途への利用の促進

に関する法律、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律のいずれかに基づく認定をいう。

5 農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付すること。

6 関連事業者が、認定農業者である農業生産法人が作成した農業経営改善計画に従って当該農業生産法人に対し出資している場合には、当該農業生産法人の農業経営改善計画の写しを添付すること。

3 理事、取締役及び業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
					必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
××××	市××町 ××番地	代表取締役	365	365	有	有

(留意事項)

農業生産法人が、支店、支所、分場等の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地又は採草放牧地に係る権利を取得しようとする場合には、申請書の4及び5の各事項について、法人全体に関するもののほか、支店、支所、分場等における該当事項についても記載すること。

以上で申請書の記入は終わりです。

申請書には、農業委員会又は都道府県知事が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

農業生産法人が申請する場合、

- ・許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- ・定款又は寄附行為の写し
- ・法人形態が農事組合法人の場合、組合員名簿の写し
- ・法人形態が株式会社の場合、株主名簿の写し
- ・投資円滑化法に基づく承認会社が構成員になっている場合、農林水産大臣の承認通知の写しなど承認会社であることを証明する書面及びその会社の株主名簿の写し
- ・関連事業者がいる場合、農業生産法人が生産した農作物の購入についての契約書の写しなど、農業生産法人と関連事業者との関係を証明する書面
- ・連署しないで許可申請を行う場合、競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会又は都道府県知事が判断した書類を求めることがあります。

事前に、まずは農業委員会にご相談ください。

（参考）**その他の添付書類の例**

営農計画書

損益計算書の写し

総会議事録の写し

申請者が権利を有する農地の位置図

通作経路図

農地のある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書

- 3 農業生産法人以外の法人が農地を借りる（農地法第3条3項による）場合の記入例
 まず、申請書の1枚目から記入します。

農地法第3条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

長沼町農業委員会会長 様

~~譲渡人（貸主）~~ 住 所 市 町 番地
 職 業 農業
 氏 名 (印)
 生年月日 昭和 年 月 日

~~譲受人（借主）~~ 住 所 市××町××番地
 職 業 ××業
 氏 名 株式会社 ××
 代表取締役 ×× ×× (印)
 生年月日

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、
 業務の内容、名称及び代表者の氏名）

農地（~~採草放牧地~~）について、~~所有権（地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、経営委託による権利その他の使用及び収益を目的とする権利）の移転（設定）の許可を受けたいので、農地法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。~~

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者の氏名又は名称 現所有者が登記簿 と異なる場合には、 その氏名又は名称	所有権以外の使用 収益権が設定 されている場合	
		登記簿	現況			権利者の氏 名又は名称	権利の 種類
市町	×番地1	畑	畑	30,000	{ }		
市町	×番地2	畑	畑	25,000	{ }		
計		田					
		畑		55,000			
		農地計		55,000			
		採草放牧地					

2 権利を~~移転~~(設定)しようとする理由

- (1) ~~譲渡人~~(貸主) 経営規模の縮小
 (2) ~~譲受人~~(借主) 事業拡大による農業への参入

3 権利を~~移転~~(設定)しようとする契約の内容

契約の種類	土地引渡し の 時 期	対価、賃料等の額 [10アール当たりの額]	資金調達の方法	その他
賃貸借	年 月 日	330,000円 [6,000円]	現金：自己資金	年 月 日 より5年間

注 資金調達の方法が農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載すること。

また、賃貸借契約の場合には、その他の欄に契約期間を記載すること。

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等（住居及び生計を一にする親族（療養、就学等により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。以下同じ。）が、現に所有し、又は使用収益権を有する経営地の状況（農地法第3条第2項第1号・第5号関係）

		農地面積 (㎡)			面積 (㎡)	採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地		
所 有 地	自作地	-	-	-	-	-
	貸付地	-	-	-	-	-
		所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現況		
	非耕作地	-	-	-	-	-

		農地面積 (㎡)			面積 (㎡)	採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地		
使 用 収 益 権 を 有 す る 土 地	借入地	-	-	-	-	-
	貸付地	-	-	-	-	-
		所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現況		
	非耕作地	-	-	-	-	-

	農地面積計 (㎡)	採草放牧地面積計 (㎡)	経営地面積合計 (㎡)
経営地合計	= + -	= + -	+ -
備考			

注1 「自作地」欄及び「貸付地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。

2 「非耕作地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人 が 年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載すること。

3 「備考」欄には、貸付地がある場合はその許可年月日及び現在貸し付けている理由を記載すること。

5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況（農地法第3条第2項第1号関係）

(1) 作付(予定)作物及び作物別の作付面積

	田	畑				樹園地			採草放牧地
		小麦	大豆	甜菜	馬鈴薯				
作付(予定)作物	-	小麦	大豆	甜菜	馬鈴薯	-	-	-	-
権利取得後の面積 (㎡)		15,000	10,000	15,000	15,000				

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類				
	所有	トラクター			
確保しているもの	リース				
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有 リース	30ps 1台 (自己資金)			

(3) 農作業に従事する者の状況

ア 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他()

イ 世帯員等その他常時雇用している労働力（人）

現在： 3人(農作業経験の状況：農業生産法人（株） で3年間農作業に従事)

増員予定：なし人（農作業経験の状況： ）

ウ 臨時雇用労働力（年間延人数）

現在： なし人（農作業経験の状況 ）

増員予定：なし人（農作業経験の状況： ）

エ アの個人として権利を取得しようとする者、イの世帯員等その他常時雇用している労働者及びウの臨時雇用労働者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定し、又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

住所地から徒歩で約10分

注1 「大農機具」とはトラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等を、「家畜」とは牛、豚、鶏等をいう。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載すること。

6 信託の引受け該当の有無（農地法第3条第2項第3号関係）

信託の引受けによる権利の取得

有	無
---	---

注 該当するものを で囲むこと。

7 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（農地法第3条第2項第4号関係）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合に を記載すること。

8 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）（農地法第3条第2項第5号関係）

次の事項のいずれかに該当する場合は、該当するものにレ印を付すこと。

権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。

権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下らないものである。

本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

注1 農地法施行令第6条第1項第1号又は同条第2項各号に該当する法人は記載不要

2 「所要の面積」とは、2ヘクタールとする。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は、当該面積とする。

9 転貸が認められる場合への該当の有無（農地法第3条第2項第6号関係）

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（以下「賃借人等」という。）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、次の事項のうち該当するものにレ印を付すこと。

賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容： 、裏作の作付内容： ）

農業生産法人の常時従事者である構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

10 周辺地域との関係(農地法第3条第2項第7号関係)

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを で囲むこと。

- (1) 地域の水利調整への参加： 参加 不参加 **該当なし**
- (2) 農薬の使用状態： **農薬使用** 減農薬 無農薬
- (3) 地域の共同防除活動への参加： **参加** 不参加 該当なし
- (4) 遺伝子組換え作物の栽培予定： あり **なし**
- (5) 5の作付(予定)作物の栽培： 連作 一部連作 **輪作**
- (6) (5)で、連作又は一部連作に を付した場合には、当該農地及び周辺農地への土壌障害等の影響を回避する方法について記載すること。

[]

- (7) この権利移転に関して、周辺農家等との話し合いをした事項又は話し合いをする予定の事項について、その内容を記載すること。

[共同防除について地域農業者と連携を図るため、関係農事組合と調整済み。
農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うことについて調整済み。]

(記載要領)

- 1 申請者の氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署する場合は、押印を省略することができること。
- 2 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書を添付すること。ただし、独立行政法人及び地方公共団体の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書の添付は不要とする。
- 3 申請書は4部提出すること。ただし、申請人が2人を超える場合は、その超える人数に相当する数の申請書を加えること。
- 4 権利を取得しようとする者が農業生産法人の場合は、別紙1を添付すること。
- 5 農地法第3条第3項の規定により、農業生産法人以外の法人等が使用貸借又は賃貸借の申請を行う場合は、別紙2を添付すること。
- 6 申請の際には、許可を受けようとする土地の登記事項証明書(1部)を提出するほか、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の当該右欄に掲げる書類又は図面を提出すること。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が経営委託により権利を取得するとき。	付表 1 経営委託に係る権利設定調書 (2 部)
農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に該当するとき。	付表 2 乳牛等の飼育法人関係権利移転 (設定) 調書 (2 部)
上記以外の場合で農業生産法人以外の法人(農地法第 3 条第 3 項の規定の適用による申請者を除く。)が権利を取得するとき。	付表 3 一般法人関係権利移転(設定) 調書 (2 部)
地下・空間を目的とする地上権を取得するとき。	付表 4 地下・空間を目的とする地上権 設定(移転) 調書 (2 部)
許可申請地が信託財産のとき。	付表 5 信託財産に係る権利移転(設定) 調書 (2 部)
農地中間管理機構が農業生産法人に農業経営基盤強化促進法第 7 条第 1 項第 3 号に掲げる事業に係る現物出資を行うため所有権を移転するとき。	付表 6 農業生産法人への出資・持分譲 渡調書 (2 部)
所有権以外の権原に基づいて事業に供されている農地等につき、その者以外の者が所有権を取得しようとするとき。	付表 7 貸借権等に基づき事業に供され ている農地等の権利移転調書 (2 部)
農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃貸借による権利を取得するとき。	農業経営規程及び農協法第 11 条の 31 第 3 項又は第 5 項の規定による手続きを証す る書面 (2 部)
権利取得者が景観整備機構であるとき。	景観法第 56 条第 2 項の規定により市町村 長の指定を受けたことを証する書面 (2 部)
単独申請をするとき。	判決書、認諾調書、裁判上の和解調書、 家事審判書、家事調停調書、民事調停調 書(判決書又は審判書にあっては、判決 確定証明又は審判確定証明が添付され ているものに限る。)、競売調書、公売調 書又は遺言書、遺言検認書、遺言公正証 書若しくは遺言確認書の謄本 (1 部)
一筆の土地の一部について権利移転(設 定) しようとするとき。	その土地の特定に必要な実測図 (4 部 (申 請人が 2 人を超える場合は、その超え る人数に相当する数を加えた部数))
賃借権若しくは使用貸借による権利を譲 渡し、又は転貸しようとするとき。	所有者の承諾書 (1 部)

別紙 2 についても記入します。

別紙 2

~~使用貸借又は賃貸借に係る追加記載事項（農地法第 3 条第 3 項関係）~~

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合又はその者若しくはその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、次の事項について記載すること。

1 適正な利用を確保するための契約条件の状況（農地法第 3 条第 3 項第 1 号関係）

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを（確約します。・確約できません。）

注 1 括弧内の該当するものを で囲むこと。

2 当該条件が記されている契約書の写しを添付すること。

また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙（借主）は、その終了の日から 日以内に、甲（貸主）に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の 年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当であること。

2 地域との役割分担の状況（農地法第 3 条第 3 項第 2 号関係）

地域の農業における他の農業者との役割分担について、担う予定の項目にレ印を付すこと。

なお、確約書等を締結している場合には、その写しを添付すること。

- 地域農業の維持発展に関する話し合い活動に参加する。
- 貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めを遵守する。
- 鳥獣害被害対策への協力を行う。
- 上記の役割を担うため、耕作又は養畜の事業に常時従事する役員のうち少なくとも 1 名をその任に当たらせる。

地域において、中山間地域等直接支払制度における集落協定その他の協定等が締結されている場合には、その協定等の名称及び参加の意向について記載すること。

[]

3 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名、役職名及び住所並びにその法人の行う農業への従事状況（農地法第3条第3項第3号関係）

(1) 氏名

(2) 役職名 取締役部長

(3) 住所 市 町×番地

(4) その者の農業への従事状況

その法人が農業（労務管理、市場開拓等も含む。）を行う期間：

年 1 1 箇月

そのうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間：

年 箇月（直近の実績）

年 1 1 箇月（見込み）

そのうちその者が当該事業に参画及び関与をしている日数：

年 日（直近の実績）

年 2 0 0 日（見込み）

以上で申請書の記入は終わりです。

申請書には、農業委員会又は都道府県知事が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

農業生産法人以外の法人が申請する場合、

- ・許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- ・定款又は寄附行為の写し
- ・契約に解除条件をつけて賃貸借、使用貸借をしようとする場合、農地の所有者と農地を借りる法人との間の貸借契約書の写し < 契約書例 >
- ・連署しないで許可申請を行う場合、裁判所で交付される判決書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会又は都道府県知事が判断した書類を求めることがあります。

事前に、まずは農業委員会にご相談ください。

（参考） **その他の添付書類の例**

営農計画書

損益計算書の写し

総会議事録の写し

申請者が権利を有する農地の位置図

通作経路図

農地のある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書

地域との役割分担についての確約書

法人の代表者が発行する業務を執行する役員の権限を証明する書面

など

収 入
印 紙

農地賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を 農業委員会に提出する。

平成 年 月 日

賃貸人（以下甲という。）	住所	
	氏名	印
賃借人（以下乙という。）	住所	
	氏名	印

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間

- (1) 賃貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 年間とする。
- (2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

3 契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

4 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

5 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

6 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

7 修繕及び改良

- (1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。
- (2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、緊急を要する場合その他甲において行なうことができない事由があるときは、乙が行なうことができる。
- (3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。
- (4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

8 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。

(5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

9 目的物の返還及び立毛補償

(1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。

(3) 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の 年分に相当する金額を違約金として支払う。

10 この賃貸借契約に附随する権利又は義務

11 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

12 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(記載要領)

1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

2 契約の目的物は別表 1 に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。

3 賃貸借の期間については、農地法第 17 条に規定する一時賃貸借である場合には、「1 年前から 6 か月前まで」を「6 か月前から 1 か月前まで」とします。

4 「農地を適正に利用していない」とは、農地法第 4 条及び第 5 条に違反しているもの、農地法第 30 条第 3 項 1 号に該当する場合等とします。

5 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が 農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。

6 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表 2 に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表 2 の備考欄にこれらの事項を記載してください。

7 経費の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表 3 に記載してください。

8 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。

9 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。

10 「使用賃貸借契約」の場合は文中の賃貸借及び借賃等の部分を使用賃貸借契約に合致した内容に適宜修文すること。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備 考
大 字	字	地 番	地 目 (種類)	面 積 (数量)	単位当たり 金 額	総 額	支払期日	

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び賃借人の費用に関する支払区分の内容	賃借人の支払額についての賃貸人の償還すべき額及び方法	備 考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公 課 等 の 種 類	負 担 区 分 の 内 容	備 考

必要書類一覧

農地法第3条許可の申請に必要な書類の一覧です。

申請内容によって必要な書類も異なりますので、詳しくは農業委員会におたずねください。

番号	必 要 書 類	備 考
1	許可申請書	
2	権利を取得しようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書	全部事項証明書に限ります。
3	定款又は寄附行為の写し	権利を取得しようとする者が <u>法人の場合のみ添付。</u>
4	組合員名簿又は株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付。</u>
5	農業生産法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社であることを証明する書面(農林水産大臣の承認通知の写しなど)及びその構成員の株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社を構成員とする場合のみ添付。</u>
6	構成員が農地法第2条第3項第2号チに掲げる者(農業関係者以外で農業生産法人の構成員となることが認められる者)であることを証明する書面(法人が清算した農作物の購入についての契約書の写しなど。)	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、農業関係者以外の者を構成員とする場合のみ添付。</u>
	農地法施行令第1条第1号から第4号までに掲げる者(農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者)であることを証明する書面(農林水産大臣の認定通知の写しなど。)	上記の構成員に、 <u>農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者がいる場合のみ添付。</u>
7	議決権の総数の4分の3以上を農業協同組合等の有する議決権の数の合計が占めることを証明する書面又は議決権の総数の過半を地方公共団体の有する議決権の数が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。

8	基本財産の総額の過半を地方公共団体の拠出した基本財産の額が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般財団法人の場合のみ添付。
9	農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し	農地法第3条第3項の規定(解除条件付きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農業生産法人以外の法人の権利取得を認めない要件等が適用されない規定)の適用を受けて許可を受けようとする場合のみ添付。
10	景観法第56条第2項の規定による市町村長の指定を受けたことを証明する書面	権利を取得しようとする者が景観法第92条第1項に規定する景観整備機構である場合のみ添付。
11	申請に係る権利の設定又は移転が、競売等の単独行為であることを証明する書面又は判決が確定していること等を証明する書面(競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど。)	権利を設定する当事者が連署しないで許可申請を行う場合のみ添付。
12	その他参考となるべき書類	<p>許可の判断をするにあたって必要不可欠と許可権者が判断した書類を求められることがあります。ただし、参考となるべき書類を求める場合には、申請者の負担にならないよう配慮することとされています。</p> <p>(参考となるべき書類の例)</p> <p>営農計画書 損益計算書の写し 総会議事録の写し 申請者が権利を有する農地の位置図 通作経路図 住民票(市町村で交付) 戸籍謄本(市町村で交付) 耕作証明書(農地のある市町村の農業委員会で交付) 等</p>

必要書類チェックリスト

あなたの農地法第3条許可申請に必要な書類のチェックリストです。

「要否」欄に「要」とある書類がすべて揃っているか、申請書提出前に再度ご確認ください。

番号	要否	必 要 書 類	備 考
1	要	許可申請書	
2	要	権利を取得しようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書	全部事項証明書に限ります。
3		定款又は寄附行為の写し	権利を取得しようとする者が <u>法人の場合のみ添付</u> 。
4		組合員名簿又は株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付</u> 。
5		農業生産法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社であることを証明する書面(農林水産大臣の承認通知の写しなど)及びその構成員の株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社を構成員とする場合のみ添付</u> 。
6		構成員が農地法第2条第3項第2号チに掲げる者(農業関係者以外で農業生産法人の構成員となることが認められる者)であることを証明する書面(法人が清算した農作物の購入についての契約書の写しなど。)	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、農業関係者以外の者を構成員とする場合のみ添付</u> 。
		農地法施行令第1条第1号から第4号までに掲げる者(農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者)であることを証明する書面(農林水産大臣の認定通知の写しなど。)	上記の構成員に、 <u>農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者がいる場合のみ添付</u> 。
7		議決権の総数の4分の3以上を農業協同組合等の有する議決権の数の合計が占めることを証明する書面又は議決権の総数の過半を地方公共団体の有する議決権の数が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。

8	基本財産の総額の過半を地方公共団体の拠出した基本財産の額が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般財団法人の場合のみ添付。
9	農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般財団法人の場合のみ添付。 農地法第3条第3項の規定（解除条件付きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農業生産法人以外の法人の権利取得を認めない要件等が適用されない規定）の適用を受けて許可を受けようとする場合のみ添付。
10	景観法第56条第2項の規定による市町村長の指定を受けたことを証明する書面	権利を取得しようとする者が景観法第92条第1項に規定する景観整備機構である場合のみ添付。
11	申請に係る権利の設定又は移転が、競売等の単独行為であることを証明する書面又は判決が確定していること等を証明する書面（競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど。）	権利を設定する当事者が連署しないで許可申請を行う場合のみ添付。
12		

- 1 「要否」の確認は事前に農業委員会におたずねください。
- 2 12番の書類は、許可の判断をするにあたって必要不可欠と許可権者（農業委員会又は都道府県知事）が判断した書類を個別に記入してください。

申請書受付のお知らせ(案)

年 月 日

農地法第3条許可申請書受付のお知らせ(案)

本日、 様からの農地法第3条許可申請書を受け付けいたしました。
許可(不許可、却下)書の交付までの主な流れとおおよその処理日数は以下のとおりです。

なお、審査の途中で、申請書の記載内容の確認や修正、追加資料の提出等を依頼することがありますのでご承知置き下さい。

- ・農地法第3条許可申請書受付： 年 月 日
- ・申請書の記載内容の審査(おおむね20日間)
- ・現地確認調査(おおむね1日間)
現地確認を行う土地が当農業委員会の管轄外の場合、所管の農業委員会に照会を行う関係から、追加でおおむね1日間かかります。
- ・農業委員会総会(農地部会)での審議
申請書に不備等がなかった場合、 年 月 日に開催予定の農業委員会総会(農地部会)で審議されます。
- ・許可(不許可、却下)書交付予定年月日： 年 月 日

審査の状況等についてのお問い合わせは、下記にご連絡下さい。

長沼町農業委員会事務局 農地係

TEL : 0123 - 88 - 2111

FAX : 0123 - 88 - 0888